日調連発第２６３号
平成２６年１２月２５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「地域再生法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（依命通知）」について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から法務局長及び地方法務局長あて標記の依命通知が発せられましたので、参考のため送付します。

なお、概要は下記のとおりです。

記

地域再生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 128 号）の施行に伴い、改正後の地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく地域農林水産業振興施設整備計画に係る農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の特例に係る農地等の登記の申請に必要な書類として、市町村長発出の農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可があったものとみなされたことを証する地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る通知書が、不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）第 7 条第 1 項第 5 号ハの情報に当たると解して差し支えない。

法務省民二第８４４号
平成２６年１２月１８日

法　務　局　長　殿
地 方 法 務 局 長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

地域再生法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり農林水産省農村振興局長から民事局長宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

２６農振第１５６４号
平成２６年１２月１５日

法務省民事局長　殿

農林水産省農村振興局長

地域再生法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（照会）

今般、地域再生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 128 号）が平成 26 年 12 月 15 日に施行され、この中で、地域農林水産業振興施設整備計画に係る農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の特例として、同法第４条第１項又は第５条第１項の許可のみなし規定が措置されたところです。

これに伴い、改正後の地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく当該特例に係る農地等の登記の申請に必要な書類として、同法に基づき農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可があったものとみなされたことを証する地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る通知書の案を別紙１及び別紙２のとおり作成したので、当該書類が不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）第７条第１項第５号ハの情報に当たると解して差し支えないか照会します。差し支えないということであれば、当該通知書について貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

（別紙１）

番　　号
年　月　日

殿

市町村長　　印

地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る通知書

地域再生法第 17 条の２第１項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画を同条第４項の規定に基づき○○知事の同意を得て作成しましたので、通知いたします。

なお、本通知に係る地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として下記の者が下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、同法第 17 条の３第１項の規定により、農地法第４条第１項の許可があったものとみなされます。

記

1　農地を転用する者の住所等

氏名	住所

2　土地の所在等

土地の所在	地　番	地　目		面積	備　考
		登記簿	現 況	(㎡)	

3　地域農林水産業振興施設の種類

（施行注意）

別添として地域農林水産業振興施設整備計画及び農林水産省関係地域再生法施行規則第３条第２項に掲げる書類のうち本通知の宛先人に関する部分の写しを添付する。

（別紙２）

番　　号
年　月　日

殿

市町村長　　印

地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る通知書

地域再生法第 17 条の２第１項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画を同条第４項の規定に基づき○○知事の同意を得て作成しましたので、通知いたします。

なお、本通知に係る地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として下記の者が下記農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、同法第 17 条の３第２項の規定により、農地法第５条第１項の許可があったものとみなされます。

記

1　当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲　受　人		
譲　渡　人		

2　土地の所在等

土地の所在	地　番	地　目		面積（㎡）	権利を設定し又は移転しようとする契約の内容		備　考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定、移転の別	

3　地域農林水産業振興施設の種類

（施行注意）

別添として地域農林水産業振興施設整備計画及び農林水産省関係地域再生法施行規則第３条第２項に掲げる書類のうち本通知の宛先人に関する部分の写しを添付する。

別紙乙号

機密性2

法務省民二第８４３号
平成２６年１２月１８日

農林水産省農村振興局長　殿

法務省民事局長

地域再生法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（回答）

本年１２月１５日付け２６農振第１５６４号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。